

役員等報酬規程

社会福祉法人 友愛の里

役員等報酬規程

目 次

第1条	目 的	2
第2条	役員に支給する報酬の総額	2
第3条	理事会及び評議員会の出席報酬等	2
第4条	役員等の勤務報酬等	2
第5条	出張旅費	3
第6条	兼務役員等	3
第7条	報酬等の支給方法	3
第8条	退職慰労金	3
第9条	端数の処理	3
第10条	出席報酬等の準用	3
第11条	公 表	4
第12条	補 則	4

社会福祉法人 友愛の里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 友愛の里（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の総額及びその支給基準等について定めるものとする。

(役員に支給する報酬の総額)

第2条 役員に支給する一会計年度における報酬の総額は、別表（1）に記載の金額を限度とする。但し、同表の金額には、退職慰労金、及び第6条の兼務役員の職員給与等は含まない。

2 評議員の報酬の総額については、定款第8条第2項に定める額とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表（2）により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費は、これを支払わないものとする。

2 交通費については、交通経路が片道2km以上に亘るときに限り、別表（3）により支払うことができる。ただし、公共交通機関を利用したときはこの限りでない。

3 前第1項の理事会及び評議員会がWEB等で開催された場合、又は決議の省略により参加した場合にも、出席したものとみなす。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たったときは、別表（4）により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務に当たっ

たときは、別表（４）により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導又は、監査業務に当たったときは、別表（４）により報酬及び交通費を支払うことができる。

4 前各項の交通費については、前条第２項の規定を適用する。

（出張旅費）

第５条 役員等が、法人業務のために出張するときは、別に定める旅費規程に基づき支給する。

（兼務役員等）

第６条 施設の職員を兼務する役員等は、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第７条 役員等に対する報酬は、第３条及び第４条に規定する当該会議又はそれ以外の業務に出席したときに都度、支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を差し引いて支給する。

（退職慰労金）

第８条 役員等の退職に当たっては、退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金は、役員等として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任、又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退職した者については、その法定相続人に支払うものとする。

3 退職慰労金の支給は、別に定める「役員等退職慰労金規程」に基づき支給する。

（端数の処理）

第９条 この規定に基づく金額の計算過程において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第10条 評議員選任・解任委員会運営細則第7条に規定する委員の報酬等については、第3条の役員等に対する報酬等の規定を準用する。

(公表)

第11条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則(平成29年4月1日制定)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則(令和2年3月20日一部改正)

この規則は、令和2年3月24日から施行する。

附則(令和5年3月24日一部改正)

この規則は、令和5年6月22日から施行し、改正後の第3条第3項の施行規則は、令和3年2月25日から適用する。

別表（1） 第2条関係

（役員報酬総額の支給限度額）

役 職 区 分	報 酬 総 額 の 限 度	算定基準（概算）
理 事	年額 250,000円（控除後）	（定例・臨時理事会開催数）× 理事出席数
監 事	年額 300,000円（控除後）	（定時・臨時評議員会及び理事 会並びに監事監査開催数） ×監事出席数

※報酬総額には、第6条に規定する職員を兼ねる役員職員の職員給与、及び法定福利費等は含まない。

別表（2） 第3条関係

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

名 称	報 酬 の 額	交 通 費
理事会出席報酬等	日額 10,000円（控除後）	別表（3）による
評議員会出席報酬等	日額 10,000円（控除後）	別表（3）による

別表（3） 第3条及び第4条関係

（交通費）

種 別	交 通 費
公共交通機関を利用する場合	実 費 相 当
自家用普通自動車（四輪）を利用する場合	距離1kmにつき 50円
自家用軽自動車（四輪）を利用する場合	距離1kmにつき 30円
自動二輪、原付等を利用する場合	距離1kmにつき 20円

別表（４） 第４条関係

（役員等の勤務報酬等）

名 称	報 酬 の 額	交 通 費
理事長業務報酬等	日額 10,000円（控除後）	別表（３）による
理事業務報酬等	日額 10,000円（控除後）	別表（３）による
監事監査指導報酬等	日額 10,000円（控除後）	別表（３）による